

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 新たな森林管理システム総合研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 林政課 100年の森づくり推進室 森林企画係

電話番号：058-272-1111 (内 3023)

E-mail：c11511@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,440千円 (前年度予算額：9,728千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|--------|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 諸収入 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 9,728 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,728 | 0 | 0 |
| 要求額 | 11,440 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,440 | 0 | 0 |
| 決定額 | 11,440 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,440 | 0 | 0 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成30年5月、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とした森林経営管理法が成立し、平成31年4月1日施行された。
- この法律では、市町村が経営意欲のない森林所有者の森林を集積し、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある事業体に経営を委託する一方、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林については、市町村自ら経営管理をすることになっている (森林経営管理制度)。
- しかし、森林経営管理制度を推進するための体制が十分ではない市町村が多いため、県の支援が必要不可欠である。
- また、森林経営管理制度の推進により、市町村が森林管理を林業事業体に委託することになるが、林業経営に必要なスキルを有した人材 (林業事業体にて中核的な役割を果たす人材) の養成が必要である。
- 令和元年度から始めた市町村林務担当職員研修では、新たな制度への取組状況に応じた研修の実施が望まれ、市町村が必要とする研修となるよう内容の充実を図る必要がある。

(2) 事業内容

ア. 市町村林務担当職員研修の実施【林政課】

森林経営管理制度を推進するうえで必要となる、森林・林業行政に関する幅広い知識について、市町村林務担当職員に対して研修を実施する。

また、市町村の取組状況に応じた研修となるよう内容を充実し、開催回数の増加を図る。(研修回数 R2: 15回、R3: 20回を予定)

イ. 地域森林監理士の養成研修の実施・認定【林政課】

地域が主体となった森林づくりの森林管理・経営に必要な知識・技術を有する人材として「岐阜県地域森林監理士」を養成・認定する。

ウ. 施業プランナーの養成研修の実施【森林整備課】

① 林業事業体担い手養成研修（施業プランナー育成研修）

森林施業を進めるために必要な知識を習得するための研修で、新たな森林管理システム、及び、施業を進めるうえでネックとなる境界明確化や集約化についての講義を重点的に実施する。

② 林業事業体担い手養成研修（施業プランナー技術維持研修）

既に活躍している人材を対象に、時機に応じた講義を実施する。養成研修と同様の研修内容を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

市町村の支援を行うために譲与される森林環境譲与税を活用する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|---------------------------------|
| 報酬 | 126 | 認定審査会委員報酬 |
| 報償費 | 200 | 研修運営委員 128、試験員 72 |
| 旅費 | 258 | 費用弁償 145(運営委員、審査員、試験員)、業務旅費 113 |
| 需用費 | 66 | 消耗品費 60、会議費 6 |
| 役務費 | 17 | 郵便料、電話料 |
| 委託料 | 10,767 | 運営支援業務 10,767 |
| 使用料 | 6 | 高速道路代 |
| 計 | 11,440 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

無し

(2) 国・他県の状況

森林経営管理制度を推進するにあたり、県が市町村を支援することとされている。

(3) 後年度の財政負担

県が負担する。（今後、継続的に譲与される森林環境譲与税を活用。）

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を市町村が推進するにあたり、県が支援することとされており、妥当である。

事業評価調書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- 令和元年度から始まった森林経営管理制度では、市町村が中心的な役割を担うことになるが、十分な体制ではない市町村が多いため、県が支援を行うことにより、円滑な制度の推進を図る。
- 地域が主体となった森林づくりの森林管理・経営に必要な知識・技術を有する人材「岐阜県地域森林監理士」を令和3年度までに15人育成する。
- 森林経営管理制度の一翼を担う森林施業プランナーについて、第3期基本計画に基づき、令和3年度までに、森林施業プランナー研修修了者のうち120人を森林施業プランナーとして登録する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 (主なもの) | 事業開始前 | 指標の推移 | | | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成率 |
|----------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|------|
| 岐阜県地域森林監理士認定者数 | 0 (H28) | | | | 18 (R1) | 15 (R3) | 120% |
| 森林経営プランナー登録者数 | 0 (H24) | 37 (H25) | 55 (H26) | 66 (H27) | 94 (R1) | 120 (R3) | 78% |

○指標を設定することができない場合の理由

| |
|--|
| |
|--|

(前年度の取組)

[岐阜県地域森林監理士]

- 岐阜県地域森林監理士養成研修の実施。(R1.5~11) 受講者6名
- 研修内容の検証のための、有識者による研修運営委員会を開催。
- 有識者による認定審査会の開催 (R2.2)

[施業プランナー]

- 育成研修の実施 受講者 12名
- 技術維持研修の実施 受講者 8名

(前年度の成果)

[令和元年度]

- 岐阜県地域森林監理士に7名を認定した。
- 森林経営プランナー登録者数が7名増加した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い | |
| (評価) ○ | ・ 森林経営管理法が制定され、森林経営管理制度が施行されることにより、それを担う市町村や林業事業者における専門的人材が不足しており、県が支援する必要がある。 ・ 第3期岐阜県森林づくり基本計画において、「岐阜県地域森林監理士」が位置付けられている。 |
| ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | ・ 市町村の林務行政等を中心とした、地域の森林づくりでの活躍が期待できる。 |
| ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | ・ 人材育成に係る養成講座は、外部へ委託することにより、効率的に事業を実施する。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| ・ 森林法改正、森林経営管理法の成立等により市町村の役割が重要になってきていることや、第3期岐阜県森林づくり基本計画での100年先の森林づくりへの取組み等、市町村が主体となった地域の森林づくりを推進していく必要がある。 |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| 森林経営管理制度を円滑に推進していくためには、市町村林務担当者への研修や、岐阜県地域森林監理士・施業プランナーの養成が必要不可欠であるため、引き続き、実施していく。 |
|--|